福岡県規則第三十八号

める。

第 平 成 三 **T** 四 百 + 九 号

増 刊 (1)

則 第 二十八号

規

目

次

0

規

則

○福岡県税条例施行規則 部を改正する規則

税

務

課

福岡県税条例施行規則の 部を改正する規則を制定し、 ここに公布する

-成二十四年八月十日

小 Ш

洋

福岡県知事

項中 「第七十二条の四十九第四項」 を 第七十二 一条の四十八の る

岡県税条例施行規則

(昭和三十年福岡県規則第十八号)

0)

部を次のように改正す

部を改正する規則

福岡県税条例施行規則の

に改め、 第十七条第一 同条第二項中「第二十条の九の三第三項」 を 「第二十条の九の三第四項」 一第四 K 項

第三十条第一 項第一 二号中 「第三十六項」 を 「第三十五項」 に改める。

金曜日

改める。

第三十三条第三号中 「認定特定非営利活動法人」を 「認定特定非営利活動法人等」 K

改める。

第三十四条の一 一第 項中 「第五十三条第三十七項」 を 「第五十三条第三十六項」に改

第三十四条の五中 「第五十三条第四十七項」 を 「第五十三条第四十六項」

第四十八項 一十九条の一 を 「同条第四十七項」 第 項 第七十二 に改める 二条の四十九第 項 第七十二条の四十八 0 同

を

1

+ 깯 年 八 月 + H 第 項 に、 同条第一

第四項」に改める。 第三十九条の三中 「第七十二条の四十九第五項」

を

「第七十二条の四十八の二第六項

一項中

「第七十二条の四十九第四項」

を

「第七十二条の四十八の二

に改める。 中 「第七十二条の四十九第四項」 を 「第七十二条の四十八の一 一第四

第三十九条の四

に改める。

第四十六条の十一及び第四十六条の十二を削

第百条中「第五十三条第四十三項」を 「第五十三条第四十一 項 に改める。

様式目次中

の 十 の九 八十 八十二 八十 の八 + 特別措置法の規定による不動産の取得に対す る不動産取得税の 還付申請書 減額申告書 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する (削除) (削除) (削除) の付四則 八八条 四十六条 を

める。 八十二 (削除)

第三号様式その三の三を次のように改める。

に改

毎週火金曜日 定期発行日

 $\sim$ 

y様式その3の3(第6条関係)	:				
② ■ 福岡県 ■ 自動車税   年度 納入済通知書	❷ 福岡	県自動車科	第 納付 (店舗		② 福岡県 自動車税 年度 納税通知書兼領収証書(納税者用) 自動車税納税証明書 (継続検査・構造変更検査用)
口 座     加 入     福岡県       番 号     者 名     県税事務所出納員	加入者口座番	名 福岡県	県税事務所出	出納員	
収納機     納付     確認     納付       関番号     番号     区分	: -	額		円	so.
登録         録         CD         課稅年度         年度         税目         自動車	延滞	金		円切り	<sup>お</sup> 支 払 い ,
	り 取 合計金	額		取らない	の 際 福岡県 県税事務所長 は
	ないで郵便	限	年 月	日の一月	
納 期 限 平成 年 月 日 税 額 円 円	局無付	者		金融	新期限平成年月日 延滞金 円 5 本 車台番号
氏納 行 延滯金 0 0	融氏機	名		様関	合計金額 円 で 管理 I D   上記の金
名者 合計額 様	登録番	号	領収日付印	・コンビニ等	The   Th
収納代行 (株)セディナ S V V V V (ご注意) V (県税事務所送付用) や金額訂正したものは コンピニンスストア では納付できません。 加入者)	等にお出しください			にお出しください。	この納税証明書は車 検を受けるときに必 要です。 【車検証】と一緒に保 管してください。
記金額を受領したので通知します。 (コンビニ本部控) 引店 福岡銀行 取りまとめ店 郵便番号812—8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター ATM読取不可	* 0	(金融村	幾関保管/店舗	註用)	この通知書でのコンビニの取扱いは 月 日 (※) までです。 ※納期限ではありません。納期限を過ぎると延滞金が加算される場合がありま す。

## 第3号様式その8(第6条関係)

県たばこ税納税通知書

住所又は所在地

氏名又は名称

様

		年 度	Ė	
課税標	準	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの数量	1	本
数	量	旧3級品の紙巻たばこの数量	2	本
税額	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの税額	3	П	
	$\{ \textcircled{1} \times ( /1,000) \}$		円	
	旧3級品の紙巻たばこの税額	4	Ш	
		{②×( /1,000)}		円
		合 計(③+④)		円
備	考			

上記のとおり納付してください。

年 月 日

福岡県

県税事務所長 印

納付場所

福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県 を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 不服申立て 地方税法第

条、福岡県税条例第 条

1 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取った日 の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をするこ とができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりませんが、 なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後 でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、そ の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県 を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴 えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれか に該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取 消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避け るため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金

納期限後に納付(入)する場合には、次の例により延滞金を計算して本税 と併せて納付してください。

なお、1件の税額が2,000円未満であるとき、又は延滞金額が1,000円未満 であるときは、延滞金を納める必要はありません。

その他 ご不明の点のあるときは、所轄の県税事務所に問い合わせてください。 を

める。 第六十三号様式中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改

の金額)」に、 第七十三号の六様式中「医療業に総収入金額(⑦の金額)」を「医療業の総収入金額(⑦

前7年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期整除額を記載してください。 ●の金額には、法規則第6号様式別表9~11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の

法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してく 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険

保険者から支払を受けるべき金額

2 問看護療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額。 被保険者が負担する一部負担金、入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪

る収入すべき金額を記載してください。 ⑤の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づへ健康診断、予防接種等の給付によ

記載してください。 だし書に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを ⑩の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第1項た

前8年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期绺除額を記載してください。 ⊕の金額には、法規則第6号様式別表9~11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の

定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第2項に列挙された健康保険法等の規

保険者から支払を受けるべき金額

8 併用療養費、訓問看護療養費、家族療養費又は家族訓問看護療養費に相当する金額) 被保険者が負担する一部負担金等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外

る収入すべき金額を記載してください。 ⑥の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付によ

列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載して ⑩の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第2項に

5

に改める。

第八十号の二様式中「第 46 条の 10 第 46 条の 12 関係)」を「第 46 条の 10 関係)」に、

福岡県税条例第20条の33(付別第8条の3) 第20森の35の2 第20森の35の3 第10森の35の4 第10森の35の4 村川第8条の4第4項 第20条の35の6 付則第8条の4第2項 無處担保財産 住宅の用に供する土地 事業所の施設 渡収用不動産の代替不動産 **華薬活力再生特別措置法の規定** 心身陣害者を多数雇用する 製地保有合理[公夫人等の農地 こよる不動産 世紀以及区の被引

福岡県税条例第20条の33(付則第8条の3)

を

付則第8条の4第2項 第20条の35の4 第20条の35の3 第20条の35の2 第20条の35の6 第20朵の35の5

観に記

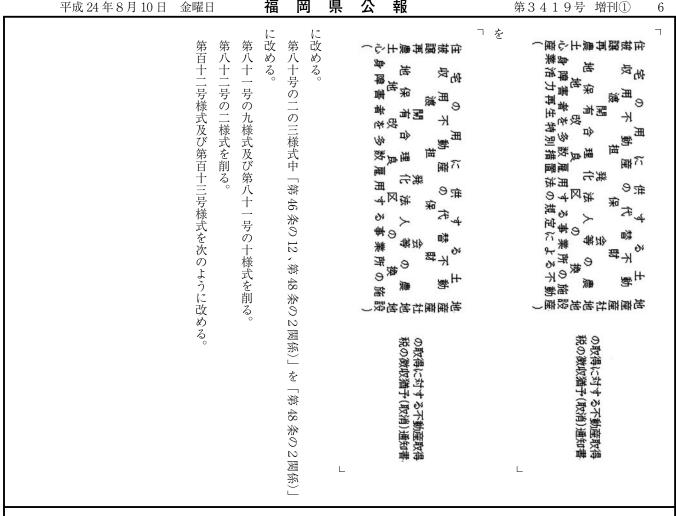
事業所の施設

被収用不動産の代替不動産 住宅の用に供する土地

讓渡担保財産 心身障害者を多数雇用する 農地保有合理化法人等の農地 再開発会社 土地改良区の換地

第八十号の二の二様式中「第46条の10、第46条の12関係)」を「第46条の10関係)」に、

に改める。



(※)この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

第112号様式その2(第60条、第72条関係) 新規用	
申   1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車)   告   区   分   8. その他( )	取   1.売買   2.相続   7.売買   2.相続   7.乗列   2.乗乗税   3.課税免除   1.課税   2.乗課税   3.課税免除   1.課税   4.無利益権留保解除   2.乗乗税   4.無利益権国保解除   2.乗乗税   4.無利益権国保解除   2.乗乗税   4.無利益権国保解除   2.乗乗税   4.乗利益権国保解除   2.乗乗税   4.乗利益権国保解除   2.乗乗税   4.乗利益権国保解除   2.乗乗税   4.乗利益権国保解除   2.乗乗税   4.乗利益権国保解除   2.乗乗税   4.乗利益権国保解除   2.乗乗税   4.乗利益権国   4.申利益権国   4.申利益和   4.申利益和
登 <sub>電</sub> 運輸支局等 車種区分 かな 番 号 録	III (日)
中 日本	用     01. 乗用車     02. トラック (貨物)     03. トラック (貨客兼用車)     04. トラック (けん引車)     05. トラック (被けん引車)       06. バス (一般乗合用)     07. バス (その他 ( ))     08. 三輪小型     09. 特種用途自動車 ( ) 10. その他 ( )       種     別     営・自区分     車 体 の 形 状     車 名 ( 通 称 名 )     型 式
<ul> <li>約 が</li></ul>	1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 2. 自家用 2. 自家用 2. 自家用 2. 自家用 2. 自家用 3. 三輪 4. 軽 車 定 員 最 大 積 載 量 車 両 重 量 車 両総重量 車台番号 (下7桁で可) 類別区分番号
告	人( 人)     kg ( kg)     kg kg       原動機の型式     長さ     幅     高さ     総排気量又は定格出力     ローター数     燃料の種類       kw     1.ガソリン 2.軽油
T	cm   cm   cm   1   3.その他( )   1   現実の取得価額   円   主たる定置場 ※( ) 内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入 ( )
務 者 月 日 号 (1.明治 2.大正) (3.昭和 4.平成) (4.平成) 日 日	車両本体       取(課税標準基準額)       (課税標準基準額)       の00円       平成年月日       取得前の用途
電話番号 佐路で紀	自   価
所   又は   所在地   有 (プリガナ)	Table   Ta
名 核 住所 尺は 所在地	10   10   10   10   10   10   10   10
用 (70月分) 者 氏 名 名 本	一個
住所 III所有者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。 III 又は 所所在地	自 年 税 額 , 00円 自動車税 減免額・減免後の額 減 額 理 由
有 氏 名 名 名 名 名 名 名 名 格 旧使用者の住所、氏名等はこの欄に記入してください。 日 所 て以は 使 所 在地	Tan
用 者 者 者	1
※この欄には記入しないこと。	区 分 税 額 4.49条該当 整理番号
	正 当 額 円 5.15条該当 <u>如理年月日</u> 3.15条該当
	増 減 額 円 7. その他 摘 要 4. その他

蕔

 $\langle 4$ 

6

第112号様式その3(第60条、第72条関係)

車種区分

運輸支局等

日 町 B N 各 校 · 日 町 B R 伊 終 当	■動車取得税・	自動車税連絡票	į
-----------------------------	---------	---------	---

自動車取得税	ПП,ППП,ПООН	
	<u>, — — — — — — — — — — — — — — — — — — —</u>	- 報当者 氏 名 1 2 3 4 3 4 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7
		務告 電話 ( )
		取 得 税 減免額・減免後の額
		自動車税 減免額・減免後の額
自動車税	□,□□□,□00円	
納付税額		.]

(※)この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

贽

 $\langle 4$ 

第113号様式その3 (第60条、第72条関係)

車種区分

かな

番 号

運輸支局等

自動車取得税・自動車税連絡票

自動車取得	 } 税		報告義 表	住又所 氏又名 電番	(
			取 得 税自動車税		自額・減免後の額 自額・減免後の額
自動車	税	□,□□□,□00円			
納 付 税	額	□ □,□ □,□ 00円			